

平成26年4月9日
(2014年)

保護者様

和歌山市立伏虎中学校
校長 藤本 禎男

暴風・大雨警報及び地震発生時における臨時措置について

陽春の候、保護者の皆様には益々ご清祥のことと存じます。

さて、本年度の暴風警報・大雨警報及び地震発生時における臨時措置について、次のとおりお知らせしますので、よろしく申し上げます。

(1) 和歌山市に暴風警報または大雨警報が発令されたとき（特別警報を含む）

- 自宅で待機させてください。
警報が解除されたら、できるだけ早く登校させてください。

【注意点】

- * 午前12時を過ぎて警報が解除されないときは、臨時休業とします。
- * 授業が午前中だけで、午前10時を過ぎて警報が解除されないときは、臨時休業とします。
- * 警報が解除されても、次のようなときは登校させるに及びません。
ただし、早急にその旨を学校までご連絡下さい。
 - ① 家庭・地区の被害状況からみて登校困難と保護者が判断したとき
 - ② 通学道路事情からみて危険もしくは登校困難と保護者が判断したとき

(2) 和歌山市の震度が5強以上の地震が発生したとき

- 臨時休業とします

震度に関係なく和歌山市に津波警報や大津波警報が発令されたとき

- 上記(1)と同じ（注意点も同様）

(3) 避難勧告、避難指示により学校が避難所となったとき

- 臨時休業とします

(4) 上記以外にラジオ・テレビにより和歌山市小中学校に対して特別措置が報道された時は、その指示に従ってください。

[お願い]

- ・常に情報に耳を傾けてください。学校への問い合わせをされますと重要な通信ができなくなりますので、ご遠慮下さい。
- ・平常どおりの授業ができない時は、弁当の販売はありません。昼食は各自で用意してください。